

モーターボート競走法の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

本則関係

○ モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）（第一条関係）	1
○ モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）（第二条関係）	21
○ モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）（第三条関係）	34

附則関係

○ 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（附則第八条第一号関係）	59
○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）（附則第八条第二号関係）	60
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（附則第八条第三号関係）	61
○ 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第八条第四号関係）	62
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第十七条項関係）	63

○ モーターボート競走法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 (第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第四条の二)</p> <p>第二章 競走の実施(第五条―第十八条の二)</p> <p>第三章 交付金及び収益の使途(第十九条―第二十条の二)</p> <p>第四章 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会(第二十一条・第二十二条)</p> <p>第四章の二 日本船舶振興会(第二十二条の二―第二十二条の十)</p> <p>第五章 雑則(第二十二條の十一―第二十六條の二)</p> <p>第六章 罰則(第二十七條―第四十條)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(競走の施行)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>254 (略)</p> <p>5 施行者以外の者は、勝舟投票券(以下「舟券」という。)その他これに類似するものを発売して、競走を行つてはならない。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(競走の施行)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>254 (略)</p> <p>5 施行者以外の者は、勝舟投票券その他これに類似するものを発売して、競走を行つてはならない。</p>

(競走の実施事務の委託)

第三条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、モーターボート競走会又は私人(第一号に掲げる事務にあつては、当該施行者が所在する都道府県に設立するモーターボート競走会に限る。)に委託することができる。この場合においては、同号に掲げる事務であつて国土交通省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

一 競走に出場する選手並びに競走に使用するボート及びモーターの競走前の検査、競走の審判その他の競走の競技に関する事務(以下「競技関係事務」という。)

二 舟券の発売又は第十条及び第十条の二の規定による払戻金若しくは第十二条第六項の規定による返還金の交付(以下「舟券の発売等」という。)

三 前二号に掲げるもののほか、競走の実施に関する事務(国土交通省令で定めるものを除く。)

(競走場の設置)

第四条 競走の用に供するモーターボート競走場を設置し又は移転しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係るモーターボート競走場

(競走の実施事務の委託)

第三条 施行者は、競走の競技に関する事務その他の競走の実施に関する事務(国土交通省令で定めるものを除く。)を当該都道府県に設立するモーターボート競走会に委託することができる。この場合においては、競走に出場する選手並びに競走に使用するボート及びモーターの競走前の検査、競走の審判その他の競走の競技に関する事務であつて国土交通省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

(競走場の設置)

第四条 競走の用に供するモーターボート競走場(以下「競走場」という。)を設置し又は移転しようとする者は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 3 (略)

4 国土交通大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る競走場

ターボート競走場の位置、構造及び設備が国土交通省令で定める公安上及び競走の運営上の基準に適合する場合に限り、その許可をすることができる。

5 (略)

6 国土交通大臣は、第一項の許可を受けた者（以下「競走場設置者」という。）が一年以上引き続き同項の許可を受けて設置され若しくは移転されたターボート競走場（以下「競走場」という。）を競走の用に供しなかつたとき、又は競走場の位置、構造及び設備がその許可の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の許可を取り消すことができる。

7・8 (略)

(場外発売場の設置)

第四条の二 舟券の発売等の用に供する施設を競走場外に設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。当該許可を受けて設置された施設を移転しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の許可の申請があつたときは、申請に係る施設の位置、構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合する場合に限り、その許可をすることができる。

3 競走場外における舟券の発売等は、第一項の許可を受けて設置され又は移転された施設（以下「場外発売場」という。）でなければならない。

4 前条第五項及び第六項の規定は第一項の許可について、同条第七項及び第八項の規定は場外発売場及び場外発売場設置者（第一項の許可を受けた

場の位置、構造及び設備が国土交通省令で定める公安上及び競走の運営上の基準に適合する場合に限り、その許可をすることができる。

5 (略)

6 国土交通大臣は、第一項の許可を受けた者（以下「競走場設置者」という。）が一年以上引き続き当該競走場を競走の用に供しなかつたときは、同項の許可を取り消すことができる。

7・8 (略)

者をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。

第二章 競走の実施

(競走場)

第五条 競走は、競走場で行わなければならない。

(入場料)

第七条 施行者は、競走を開催するときは、競走場への入場者（第九条各号に掲げる者その他の者であつて国土交通省令で定めるものを除く。）から国土交通省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。ただし、競走場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

(舟券)

第八条 施行者は、券面金額十円の舟券を券面金額で発売することができる。

2 施行者は、前項の舟券十枚分以上を一枚をもつて代表する舟券を発売することができる。

3 第一項の舟券については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録

（電子的方式、磁气的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ

第二章 競走の実施

(競走場)

第五条 競走は、前条第一項の許可を受けて設置され又は移転された競走場で行わなければならない。

(入場料)

第七条 施行者は、競走を開催するときは、入場者（第九条各号に掲げる者その他の者であつて国土交通省令で定めるものを除く。）から国土交通省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。

(勝舟投票券)

第八条 施行者は、券面金額十円の勝舟投票券を券面金額で発売することができる。

2 施行者は、前項の勝舟投票券十枚分以上を一枚をもつて代表する勝舟投票券を発売することができる。

れるものとして国土交通省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は第一項の舟券と、当該電磁的記録に記録された情報の内容は同項の舟券に表示された記載とみなす。

(舟券の購入等の禁止)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる競走について、舟券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、舟券の発売等、競走場内の整理及び警備その他競走の事務に従事する者にあつては、当該競走

第九条の二 未成年者は、舟券を購入し、又は譲り受けてはならない。

(勝舟投票類似の行為の特例)

第九条の三 施行者の職員は、第二十七条第二号の規定に違反する行為に関する情報を収集するために必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣の許可を受けて、勝舟投票類似の行為をすることができる。

(勝舟投票法)

第九条の四 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式(以下

(勝舟投票券の購入等の禁止)

第九条 左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる競走について、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、勝舟投票券の発売等、競走場内の整理及び警備その他競走の事務に従う者にあつては、当該競走

第九条の二 学生生徒及び未成年者は、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

(勝舟投票法)

第九条の三 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式の四種

この条及び第十二条第四項において「基本勝舟投票法」という。）並びに重勝式（同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝舟投票法により勝舟となつたものを一組としたものを勝舟とする方式をいう。以下同じ。）の五種類とし、勝舟投票法の種類（重勝式勝舟投票法その他国土交通省令で定める勝舟投票法については、当該勝舟投票法ごとに国土交通省令で定める種別。以下同じ。）ごとの勝舟の決定の方法並びに勝舟投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、国土交通省令で定める。

（払戻金）

第十条 施行者は、勝舟投票法の種類ごとに、勝舟投票の的中者に対し、その競走についての舟券の売上金（舟券の発売金額から第十二条の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。）の額の百分の七十五以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金額を当該勝舟に対する各舟券に按分して払戻金として交付しなければならない。

2 前項の払戻金の額が舟券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とする。

3 勝舟投票の的中者が不在の場合（次条第一項に規定する場合を除く。）における売上金は、その金額の百分の七十五以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金額を、当該競走における勝舟

とし、各勝舟投票法における勝舟の決定の方法並びに勝舟投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、国土交通省令で定める。

（払戻金）

第十条 施行者は、勝舟投票法の種類ごとに、勝舟投票の的中者に対し、その競走についての勝舟投票券の売上金（勝舟投票券の発売金額から第十二条の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。）の額の百分の七十五に相当する金額を当該勝舟に対する各勝舟投票券にあん分して払戻金として交付しなければならない。

2 前項の払戻金の額が勝舟投票券の券面金額に満たないときは、その券面金額を払戻金の額とする。

3 第一項の払戻金の額が政令で定める払戻金の最高限度額をこえるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

4 勝舟投票の的中者が不在の場合における売上金は、その金額の百分の七十五に相当する金額を、当該競走における勝舟以外の出走したモーターボートに投票した者に対し、各勝舟投票券にあん分して払戻金として交付しな

以外の出走したモーターボートに投票した者に対し、各舟券に按分して払戻金として交付しなければならない。

- 4| 第一項又は前項の規定により勝舟投票の的中者又は舟券を購入した者に交付すべき金額の算出方法及びその交付については、国土交通省令で定める。

第十条の二 重勝式勝舟投票法の種別であつて勝舟の的中の割合が低いものとして国土交通省令で定めるもの（以下この条において「指定重勝式勝舟投票法」という。）についての勝舟投票の的中者が不在の場合における売上金は、その金額の百分の七十五以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金額を、当該指定重勝式勝舟投票法と同一の種別の指定重勝式勝舟投票法の勝舟投票であつてその後最初に的中者があるものに係る払戻金として加算するものとする。

- 2| 指定重勝式勝舟投票法について、前条第一項の払戻金の額が国土交通省令で定める払戻金の最高限度額を超えるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

- 3| 前項の場合における払戻金の最高限度額を超える部分の前条第一項の払戻金の額の総額は、当該指定重勝式勝舟投票法と同一の種別の指定重勝式勝舟投票法の勝舟投票であつてその後最初に的中者があるものに係る払戻金として加算するものとする。

- 4| 指定重勝式勝舟投票法の実施を停止する場合における第一項及び前項の規定により払戻金として加算すべき売上金の処分については、国土交通省令で定める。

なければならない。

- 5| 第一項又は前項の規定により勝舟投票の的中者又は勝舟投票券を購入した者に交付すべき金額の算出方法及びその交付については、国土交通省令で定める。

第十一条 前二条の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(投票の無効)

第十二条 舟券(重勝式勝舟投票法に係るものを除く。次項及び第三項において同じ。)を発売した後、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。

一 三 (略)

2 単勝式又は複勝式勝舟投票法において、発売した舟券に表示されたモーターボートが出走しなかつたときは、そのモーターボートに対する投票は無効とする。

3 連勝単式又は連勝複式勝舟投票法において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

一 異なる連勝式番号をつけられたモーターボートを一組とした場合にあつては、発売した舟券に表示されたモーターボートのうち連勝式番号を同じくするモーターボートのすべてが出走しなかつたこと。

二 同一の連勝式番号をつけられたモーターボートを一組とした場合にあつては、発売した舟券に表示されたモーターボートのすべてが出走せず、又はそのうちいずれか一隻のみが出走したこと。

4 重勝式勝舟投票法に係る基本勝舟投票法の投票が前三項の規定により無効となつた場合は、当該投票の舟券に表示されたモーターボート(連勝単式勝舟投票法及び連勝複式勝舟投票法を基本勝舟投票法とする場合にあつ

第十一条 前条の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(投票の無効)

第十二条 勝舟投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その投票は、無効とする。

一 三 (略)

2 単勝式又は複勝式勝舟投票法において、発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートが出走しなかつたときは、そのモーターボートに対する投票は、無効とする。

3 連勝単式又は連勝複式勝舟投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

一 異なる連勝式番号をつけられたモーターボートを一組とした場合にあつては、発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートのうち連勝式番号を同じくするモーターボートのすべてが出走しなかつたこと。

二 同一の連勝式番号をつけられたモーターボートを一組とした場合にあつては、発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートのすべてが出走せず、又はそのうちいずれか一隻のみが出走したこと。

ては、その舟券に表示された組をその舟券に表示する重勝式勝舟投票法の投票は、これを無効とする。

5| 競走場への入場者以外の者に対し発売した舟券の発売金額の全部又は一部を、天災地変その他やむを得ない事由により、競走場への入場者に対し発売した舟券の発売金額と合計することができなかつた場合には、競走場への入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、これを無効とする。

6| 前各項の場合においては、当該舟券を所有する者は、施行者に対して、その券面金額の返還を請求することができる。

(払戻金及び返還金の支払)

第十三条 第十条及び第十条の二の規定による払戻金又は前条の規定による返還金は、競走の終了後遅滞なく、当該舟券と引換えに、請求し、かつ、支払うものとする。

(払戻金及び返還金の債権の時効)

第十四条 第十条及び第十条の二の規定による払戻金又は第十二条の規定による返還金の債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

(券面金額及び入場料の返還の禁止)

第十五条 施行者は、第十二条第六項に規定する場合を除き、券面金額の返還請求に応ずることができない。入場料についても、同様とする。

4| 前三項の場合においては、当該勝舟投票券を所有する者は、施行者に対して、その券面金額の返還を請求することができる。

(払戻金及び返還金の支払)

第十三条 第十条の規定による払戻金又は前条の規定による返還金は、競走の終了後遅滞なく、当該勝舟投票券と引換えに、請求し、且つ、支払うものとする。

(払戻金及び返還金の債権の時効)

第十四条 第十条の規定による払戻金又は第十二条の規定による返還金の債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

(券面金額及び入場料の返還の禁止)

第十五条 施行者は、第十二条第四項に規定する場合を除くの外、券面金額の返還請求に応ずることができない。入場料についても、同様である。

(競走場内等の取締り)

第十七条 施行者は、競走場内の秩序（場外発売場において舟券の発売等が行われる場合にあっては、当該場外発売場内の秩序を含む。）を維持し、かつ、競走の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、競走に関する犯罪及び不正の防止並びに競走場内における品位及び衛生の保持について必要な措置を講じなければならない。

第十八条 施行者又はモーターボート競走会は、競走の公正かつ安全な実施を確保し、又は競走場内の秩序を維持するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

- 一・二 (略)
- 三 競走場への入場を拒否し、又は入場者に対し競走場外への退去を命ずること。

(競走場及び場外発売場の維持)

第十八条の二 (略)

2 場外発売場設置者は、その場外発売場の位置、構造及び設備を第四条の二第二項の国土交通省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

第三章 交付金及び収益の使途

(競走場内の取締り)

第十七条 施行者は、競走場内の秩序を維持し、且つ、競走の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、競走に関する犯罪及び不正の防止並びに競走場内における品位及び衛生の保持について必要な措置を講じなければならない。

第十八条 施行者又はモーターボート競走会は、競走の公正且つ安全な実施を確保し、又は競走場内の秩序を維持するため必要があると認めるときは、左の各号に掲げる処分をすることができる。

- 一・二 (略)
- 三 入場を拒否し、又は入場者に対し競走場外への退去を命ずること。

(競走場の維持)

第十八条の二 (略)

第三章 収入及び支出

(日本船舶振興会への交付金)

第十九条 施行者は、次に掲げる金額を日本船舶振興会に交付しなければならない。

- 一 一回の開催による舟券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額
- 二 一回の開催による舟券の売上金の額が別表第二の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

2| 前項の規定による交付金は、競走の開催ごとに、その終了した日から三十日を超えない範囲内において国土交通省令で定める期間内に交付しなければならない。

(交付金の特例)

第十九条の二 施行者は、次の各号のいずれにも該当することにより前条第一項の規定による交付金（以下この条から第十九条の四までにおいて単に「交付金」という。）の交付を前条第二項の規定に従つて行うことが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、期間を定めて、その期間において開催する競走に係る交付金の交付の期限を当該期間の終了の日後まで延長することができる。

一 競走の事業の収支が著しく不均衡な状況にあり、又は著しく不均衡な状況となることが確実であると見込まれること。

二 競走の事業の収支が著しく不均衡な状況が引き続き一年以上で国土交通省令で定める期間継続することが見込まれること。

2| 前項の場合において、当該交付金の交付の期限を延長しようとする施行

(日本船舶振興会への交付金)

第十九条 施行者は、左の各号に掲げる金額を日本船舶振興会に交付しなければならない。

- 一 一回の開催による勝舟投票券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額
- 二 一回の開催による勝舟投票券の売上金の額が別表第二の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を提出して、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 前項の期間（以下「特例期間」という。）

二 特例期間においてその交付の期限を延長することが見込まれる交付金の総額

三 延長後の交付金の交付の期限（以下「特例期限」という。）

四 その他国土交通省令で定める事項

3 特例期間は、五年を超えることができないものとし、特例期限は、特例期間の終了の日の翌日から起算して十年を経過する日後とすることができないものとする。

4 第二項の規定による協議をしようとする施行者は、国土交通省令で定めるところにより、その競走の事業の収支の状況及びその改善に必要な方策その他の国土交通省令で定める事項を定めた事業収支改善計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

第十九条の三 国土交通大臣は、前条第二項の協議があつた場合において、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、同項の同意をするものとする。

一 その競走の事業の収支が前条第一項各号のいずれにも該当すること。

二 事業収支改善計画の確実な履行を通じて、特例期間の終了後における競走の事業の収支の改善及びこれによる交付金の安定的な交付が見込まれること。

2| 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしようとするときは、あらかじめ日本船舶振興会の意見を聴かなければならない。

3| 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしたときは、遅滞なく、日本船舶振興会に通知するものとする。

第十九条の四 施行者は、第十九条の二の規定により交付金の交付の期限を延長した場合において、なおその特例期限内に当該交付金を交付することが著しく困難であると見込まれるに至つたときは、当該交付金の特例期限を更に延長することができる。この場合においては、延長後の期限は、特例期限の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めなければならない。

2| 第十九条の二第二項及び第四項並びに前条の規定は、前項の規定による期限の延長について準用する。

第十九条の五 第十九条の二第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の同意を得た施行者は、当該同意に係る事業収支改善計画に従つて競走の事業を実施しなければならない。

（モーターボート競走会への交付金）

第二十条 施行者は、モーターボート競走会に競技関係事務を委託したときは、一回の開催による舟券の売上金の額に应じ、その額の百分の五以内において国土交通省令で定める金額を当該モーターボート競走会に交付しなければならない。

（モーターボート競走会への交付金）

第二十条 施行者は、モーターボート競走会に競走の実施に関する事務を委託したときは、一回の開催による勝舟投票券の売上金の額に应じ、その額の百分の五以内において国土交通省令で定める金額を当該モーターボート競走会に交付しなければならない。

第四章の二 日本船舶振興会

(業務)

第二十二條の五 振興会は、第二十二條の二第一項に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

一 モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うこと。

二 五 (略)

六 第十九條第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

2 (略)

(交付金及び区分経理)

第二十二條の七 振興会は、第十九條第一項の規定による交付金については、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要な経費に充てるものとする。

一 第十九條第一項第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外の業務

二 第十九條第一項第二号の規定による交付金 第二十二條の五第一項第四号及び第五号に掲げる業務

2 (略)

第四章の二 日本船舶振興会

(業務)

第二十二條の五 振興会は、第二十二條の二第一項に規定する目的を達成するため、左の業務を行なう。

一 モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行なうこと。

二 五 (略)

六 第十九條の規定による交付金の受入れを行なうこと。

2 (略)

(交付金及び区分経理)

第二十二條の七 振興会は、第十九條の規定による交付金については、左の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要な経費に充てるものとする。

一 第十九條第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外の業務

二 第十九條第二号の規定による交付金 第二十二條の五第一項第四号及び第五号に掲げる業務

2 (略)

第五章 雑則

(秩序維持等に関する命令)

第二十二条の十一 国土交通大臣は、競走場内又は場外発売場内の秩序を維持し、競走の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、施行者、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会、競走場設置者又は場外発売場設置者に対し、選手の出場又は競走場若しくは場外発売場の貸借に関する条件を適正にすべき旨の命令、競走場若しくは場外発売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他必要な命令をすることができる。

(競走の開催の停止等)

第二十三条 (略)

2 国土交通大臣は、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会、競走場設置者若しくは場外発売場設置者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はその関係する競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会、当該競走場設置者又は当該場外発売場設置者に対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

3 (略)

第五章 雑則

(秩序維持等に関する命令)

第二十二条の十一 国土交通大臣は、競走場内の秩序を維持し、競走の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、施行者、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は競走場設置者に対し、選手の出場又は競走場の貸借に関する条件を適正にすべき旨の命令、競走場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他必要な命令をすることができる。

(競走の開催の停止等)

第二十三条 (略)

2 国土交通大臣は、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会若しくは競走場設置者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はその関係する競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は当該競走場設置者に対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

3 (略)

(競走場等の設置等の許可の取消し)

第二十三条の二 国土交通大臣は、競走場設置者又は場外発売場設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、当該競走場又は当該場外発売場の設置又は移転の許可を取り消すことができる。

(競走監督官)

第二十四条 国土交通大臣は、国土交通省の職員に、その身分を示す証票を携帯させて、舟券の発売、払戻金及び返還金の交付その他競走の実施に關し、監督を行わせることができる。

2 (略)

(報告及び検査)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、施行者、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会、日本船舶振興会、競走場設置者若しくは場外発売場設置者に対し、競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競走場若しくは場外発売場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

第六章 罰則

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは

(競走場の設置等の許可の取消)

第二十三条の二 国土交通大臣は、競走場設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、当該競走場の設置又は移転の許可を取り消すことができる。

(競走監督官)

第二十四条 国土交通大臣は、国土交通省の職員に、その身分を示す証票を携帯させて、勝舟投票券の発売、払戻金及び返還金の交付その他競走の実施に關し、監督を行わせることができる。

2 (略)

(報告及び検査)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、施行者、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会、日本船舶振興会若しくは競走場設置者に対し、競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競走場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

第六章 罰則

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万

五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第九条各号のいずれかに該当する者であつて当該各号に掲げる競走に關し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの
- 二 業として舟券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から舟券の購入の委託を受けた者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

第三十条 第九条又は第九条の二の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により舟券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

第二十八条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第九条各号の一に該当する者であつて当該各号に掲げる競走に關し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの
- 二 業として勝舟投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝舟投票券の購入の委託を受けた者

第二十九条 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一・三 (略)

第三十条 第九条又は第九条の二の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝舟投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五万円以下の罰金に処する。

第三十二条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第三十七条 第三十四条又は第三十五条に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第三十八条 偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 競走においてその公正を害すべき方法により競走をすることを共謀した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十条 次に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をしたモーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は日本船舶振興会の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

一〇四 (略)

別表第一 (第十九条関係)

売上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
三億六千万円 以上六億円未 満	売上金の額の千分の四。ただし、売上金の額の千分の九百八十四が三億六千万円未満となるときは、当該売上金の額と三億六千万円との差額の千分の二百五十
六億円以上十	売上金の額の千分の六。ただし、売上金の額の千分の

第三十七条 第三十四条又は第三十五条に規定するわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第三十八条 偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 競走においてその公正を害すべき方法により競走をすることを共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をしたモーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は日本船舶振興会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一〇四 (略)

別表第一

売上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
六千万円以上 八千万円未 満	売上金の額の千分の十。但し、売上金の額の千分の九百六十が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十
八千万円以上	売上金の額の千分の十三。但し、売上金の額の千分の

二億円未満	九百七十六が五億九千四十万円未満となるときは、当該売上金の額と五億九千四十万円との差額の千分の二百五十
十二億円以上 二十億円未満	売上金の額の千分の八。ただし、売上金の額の千分の九百六十八が十一億七千二百二十万円未満となるときは、当該売上金の額と十一億七千二百二十万円との差額の千分の二百五十
二十億円以上 三十億円未満	売上金の額の千分の十三。ただし、売上金の額の千分の九百四十八が十九億三千六百万円未満となるときは、当該売上金の額と十九億三千六百万円との差額の千分の二百五十
三十億円以上	売上金の額の千分の十七。ただし、売上金の額の千分の九百三十二が二十八億四千四百万円未満となるときは、当該売上金の額と二十八億四千四百万円との差額の千分の二百五十

別表第二(第十九条関係)

売上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
三億円以上四億円未満	当該売上金の額と三億円との差額の千分の八
四億円以上五億円未満	八十万円に、当該売上金の額と四億円との差額の千分の十を加算した金額
五億円以上十億円未満	百八十万円に、当該売上金の額と五億円との差額の千

一億円未満	九百四十八が七千六百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と七千六百八十万円との差額の千分の二百五十
一億円以上二億円未満	売上金の額の千分の十五。但し、売上金の額の千分の九百四十が九千四百八十万円未満となるときは、当該売上金の額と九千四百八十万円との差額の千分の二百五十
二億円以上	売上金の額の千分の十七。但し、売上金の額の千分の九百三十二が一億八千八百万円未満となるときは、当該売上金の額と一億八千八百万円との差額の千分の二百五十

別表第二

売上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
六千万円以上八千万円未満	当該売上金の額と六千万円との差額の千分の六
八千万円以上一億円未満	十二万円に、当該売上金の額と八千万円との差額の千分の八を加算した金額
一億円以上二億円未満	二十八万円に、当該売上金の額と一億円との差額の千

億円未満	分の十二を加算した金額
十億円以上十億円未満	七百八十万円に、当該売上金の額と十億円との差額の千分の十五を加算した金額
十五億円以上	千五百三十万円に、当該売上金の額と十五億円との差額の千分の十七を加算した金額

億円未満	分の十を加算した金額
二億円以上三億円未満	百二十八万円に、当該売上金の額と二億円との差額の千分の十二を加算した金額
三億円以上	二百四十八万円に、当該売上金の額と三億円との差額の千分の十七を加算した金額

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〜第四章（略）</p> <p>第四章の二 船舶等振興機関（<u>第二十二条の二</u>―<u>第二十二条の十四</u>）</p> <p>第五章 雑則（<u>第二十二条の十五</u>―<u>二十六条の二</u>）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業<u>その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために行うモーターボート競走に関し規定するものとする。</u></p> <p>第三章 交付金及び収益の使途</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第四章（略）</p> <p>第四章の二 日本船舶振興会（<u>第二十二条の二</u>―<u>第二十二条の十</u>）</p> <p>第五章 雑則（<u>第二十二条の十一</u>―<u>二十六条の二</u>）</p> <p>第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（この法律の趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業の振興に寄与し、あわせて<u>海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために行うモーターボート競走に関し規定するものとする。</u></p> <p>第三章 交付金及び収益の使途</p>

(船舶等振興機関への交付金)

第十九条 施行者は、次に掲げる金額を第二十二条の二第一項に規定する船舶等振興機関(第十九条の三において単に「船舶等振興機関」という。)に交付しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

第十九条の三 (略)

2 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしようとするときは、あらかじめ、船舶等振興機関の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしたときは、遅滞なく、船舶等振興機関に通知するものとする。

第四章の二 船舶等振興機関

(船舶等振興機関)

第二十二条の二 国土交通大臣は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務(以下「船舶等振興業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を

(日本船舶振興会への交付金)

第十九条 施行者は、次に掲げる金額を日本船舶振興会に交付しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

第十九条の三 (略)

2 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしようとするときは、あらかじめ、日本船舶振興会の意見を聴かなければならない。

3 国土交通大臣は、前条第二項の同意をしたときは、遅滞なく、日本船舶振興会に通知するものとする。

第四章の二 日本船舶振興会

(目的等)

第二十二条の二 日本船舶振興会(以下本章中「振興会」という。)は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業の振興に寄与し、あわせて海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とし、国内に一個を限り設立するものとする。

2| 振興会は、民法第三十四条の規定により設立される財団法人とする。

限つて、船舶等振興機関として指定することができる。

一 職員、船舶等振興業務の実施の方法その他の事項についての船舶等振興業務の実施に関する計画が、船舶等振興業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の船舶等振興業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、船舶等振興業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 船舶等振興業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて船舶等振興業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

五 第二十二条の十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2| 国土交通大臣は、前項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）をしたときは、船舶等振興機関の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。

3| 船舶等振興機関は、その名称若しくは住所又は船舶等振興業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通

大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を官報に公示しなければならない。

(業務)

第二十二條の三 船舶等振興機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うこと。

二 モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。

三 前二号に掲げるもののほか、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興を図るため必要な業務

四 観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。

五 前号に掲げるもののほか、観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るため必要な業務

六 第十九条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

2 船舶等振興機関は、国土交通大臣の認可を受けて、前項第一号の業務の一部を銀行その他の金融機関に委託することができる。

3 船舶等振興機関は、第一項第三号又は第五号に掲げる業務を行おうとす

(監事)

第二十二條の三 振興会には、監事を置かなければならない。

るときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(補助の業務の適正な実施)

第二十二條の四 船舶等振興機関は、前條第一項第二号又は第四号の規定による補助（以下この條及び次條において単に「補助」という。）を公正かつ効率的に行わなければならない。

2 船舶等振興機関から補助を受けて事業を行う者は、次條第一項の認可を受けた船舶等振興業務規程及び当該補助の目的に従つて誠実に当該事業を行わなければならない。

(船舶等振興業務規程)

第二十二條の五 船舶等振興機関は、船舶等振興業務に関する規程（以下「船舶等振興業務規程」という。）を定め、船舶等振興業務の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 船舶等振興業務規程には、次に掲げる事項を定めおかなければならない。

一 資金の貸付けの利率、償還期限及び償還の方法

二 補助の対象とする事業の選定の基準、補助の申請及び決定の手續その他補助の方法

三 余裕金の運用の方法

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした船舶等振興業務規程が船舶等振興

(役員解任)

第二十二條の四 国土交通大臣は、振興会の役員が左の各号の一に該当するとき、その他振興会の役員たるに適しないと認めるときは、振興会に対し、その役員を解任すべき旨を命ずることができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(業務)

第二十二條の五 振興会は、第二十二條の二第一項に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

一 モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うこと。

二 モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。

三 前二号に掲げるものの外、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業の振興を図るため必要な業務

四 海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の

業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その船舶等振興業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(役員を選任及び解任)

第二十二條の六 船舶等振興機關の役員を選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、船舶等振興機關の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、前条第一項の認可を受けた船舶等振興業務規程に違反する行為をしたとき、又は船舶等振興業務の実施に著しく不適当な行為をしたときは、船舶等振興機關に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員地位)

第二十二條の七 船舶等振興業務に従事する船舶等振興機關の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

増進を目的とする事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。

五 前号に掲げるものの外、海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るため必要な業務

六 第十九条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

2 振興会は、前項第三号又は第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(業務の方法)

第二十二條の六 振興会は、業務開始の際、業務の方法を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、左の事項を定めておかななければならない。

- 一 資金の貸付けの利率、償還期限及び償還の方法
- 二 補助の対象とする事業の選定の基準及び補助の方法
- 三 前二号に掲げるものの外、国土交通省令で定める事項

(交付金及び区分経理)

第二十二條の七 振興会は、第十九条第一項の規定による交付金については、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要な経費に充てるものとする。

一 第十九条第一項第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外の

業務

二 第十九条第一項第二号の規定による交付金 第二十二條の五第一項第四号及び第五号に掲げる業務

2 振興会は、国土交通省令の定めるところにより、前項第一号に掲げる業務に関する経理と同項第二号に掲げる業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(財務諸表等)

第二十二條の七の二 振興会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）並びに事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 振興会は、前項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び同項の事業報告書並びに財務諸表に関する監事の意見書を、各事務所に備えて置き、国土交通省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(準用規定)

第二十二條の八 第二十一条第三項及び第四項の規定は、振興会について準用する。

(削る。)

(事業計画等)

第二十二條の八 船舶等振興機関は、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 船舶等振興機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

3| 船舶等振興機関は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(交付金の使途及び区分経理)

第二十二条の九 船舶等振興機関は、第十九条第一項の規定による交付金については、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要な経費に充てるものとする。

一 第十九条第一項第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外の業務

二 第十九条第一項第二号の規定による交付金 第二十二条の三第一項第四号及び第五号に掲げる業務

2| 船舶等振興機関は、国土交通省令で定めるところにより、前項第一号に掲げる業務に関する経理と同項第二号に掲げる業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第二十二条の十 船舶等振興機関は、国土交通省令で定めるところにより、船舶等振興業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督)

第二十二条の九 振興会は、国土交通大臣が監督する。

2| 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(残余財産の処分)

第二十二条の十 振興会が解散した場合の残余財産の処分については、別に法律で定める。

(監督命令)

第二十二條の十一 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、船舶等振興機関に対し、船舶等振興業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第二十二條の十二 船舶等振興機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、船舶等振興業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2| 国土交通大臣が前項の規定により船舶等振興業務の全部の廃止を許可したときは、当該船舶等振興機関に係る指定は、その効力を失う。

3| 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならぬ。

(指定の取消し等)

第二十二條の十三 国土交通大臣は、船舶等振興機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて船舶等振興業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 船舶等振興業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又は第二十二條の五第一項の認可を受けた船舶等振興

業務規程によらないで船舶等振興業務を行ったとき。

2| 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は船舶等振興業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならぬ。

（指定を取り消した場合等における措置等）

第二十二條の十四 第二十二條の十二第一項により船舶等振興業務の全部の廃止を許可した場合又は前條第一項の規定により指定を取り消した場合において、国土交通大臣がその後新たに船舶等振興機関を指定したときは、従前の船舶等振興機関の船舶等振興業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた船舶等振興機関が承継する。

2| 第二十二條の十二第一項により船舶等振興業務の全部の廃止を許可した場合又は前條第一項の規定により指定を取り消した場合における船舶等振興業務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

第五章 雜則

（秩序維持等に関する命令）

第二十二條の十五 （略）

（報告及び検査）

第二十五條 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、施

第五章 雜則

（秩序維持等に関する命令）

第二十二條の十一 （略）

（報告及び検査）

第二十五條 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、施

行者、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会、船舶等振興機関、競走場設置者若しくは場外発売場設置者に対し、競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競走場若しくは場外発売場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

第六章 罰則

第二十八条の二 第二十二條の十三第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條の十の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 二 第二十二條の十二第一項の規定による許可を受けないで業務の全部を廃止した者

三・四 (略)

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十七條から第三十條まで又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対

行者、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会、日本船舶振興会、競走場設置者若しくは場外発売場設置者に対し、競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競走場若しくは場外発売場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

第六章 罰則

第三十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する

しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 モーターボート競走会若しくは全国モーターボート競走会連合会の役員若しくは職員又は競走の選手が、その職務又は競走に関してわいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第四十条 次に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をしたモーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は船舶等振興機関の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二十一条第五項（第二十二条第四項において準用する場合を含む）

（）の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

三 第二十二条の八第三項の規定に違反して、事業報告書、貸借対照表、収支決算書若しくは財産目録を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

四 第二十二条の九第二項の規定に違反したとき。

第三十四条 モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会若しくは日本船舶振興会の役員若しくは職員又は競走の選手が、その職務又は競走に関してわいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第四十条 次に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をしたモーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は日本船舶振興会の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十一条第四項（第二十二条第四項及び第二十二条の八において準用する場合を含む）、第二十二条の五第二項又は第二十二条の六第一項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第二十一条第五項（第二十二条第四項において準用する場合を含む）

（）又は第二十二条の七の二第一項の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

三 第二十二条の七第二項の規定に違反したとき。

五 別表第二十二條の十一の規定による国土交通大臣の命令に違反したとき。

別表第一（第十九条関係）

売上金の額	船舶等振興機関に交付すべき金額
(略)	(略)

別表第二（第十九条関係）

売上金の額	船舶等振興機関に交付すべき金額
(略)	(略)

四 別表第二十二條の九第二項の規定による国土交通大臣の命令に違反したとき。

別表第一（第十九条関係）

売上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
(略)	(略)

別表第二（第十九条関係）

売上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
(略)	(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条）</p> <p>第二章 競走の実施（第六条―第二十四条）</p> <p>第三章 交付金及び収益の使途（第二十五条―第三十一条）</p> <p>第四章 競走実施機関（第三十二条―第四十三条）</p> <p>第五章 船舶等振興機関（第四十四条―第五十六条）</p> <p>第六章 雑則（第五十七条―第六十四条）</p> <p>第七章 罰則（第六十五条―第七十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（競走の実施事務の委託）</p> <p>第三条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、第三十二条第一項に規定する競走実施機関（以下この章から第三章までにおいて単に「競走実施機関」という。）又は私人（第一号に掲げる事務にあつては、競走実施機関に限る。）に委託することができる。この場合においては、同号に掲げる事務であつて国土交通省令で</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条の二）</p> <p>第二章 競走の実施（第五条―第十八条の二）</p> <p>第三章 交付金及び収益の使途（第十九条―第二十条の二）</p> <p>第四章 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会（第二十一条・第二十二条）</p> <p>第四章の二 船舶等振興機関（第二十二條の二―第二十二條の十四）</p> <p>第五章 雑則（第二十二條の十五―第二十六條の二）</p> <p>第六章 罰則（第二十七條―第四十條）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（競走の実施事務の委託）</p> <p>第三条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、モーターボート競走会又は私人（第一号に掲げる事務にあつては、当該施行者が所在する都道府県に設立するモーターボート競走会に限る。）に委託することができる。この場合においては、同号に掲げる事務であつて国土交通省令で定めるものは、一括して委託しなければ</p>

定めるものは、一括して委託しなければならない。

一 (略)

二 舟券の発売又は第十五条及び第十六条の規定による払戻金若しくは第十八条第六項の規定による返還金の交付（以下「舟券の発売等」という

。）に関する事務

三 (略)

(場外発売場の設置)

第五条 (略)

2 3 4 (略)

第二章 競走の実施

(競走場)

第六条 (略)

(登録)

第七条 競走に出場する選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに競走に使用するボート及びモーターの検査員（以下単に「検査員」という。）は、競走実施機関に登録されたものでなければならない。

2 競走実施機関は、登録規程に合致する選手、ボート、モーター、審判員及び検査員については、その登録を拒むことはできない。

ならない。

一 (略)

二 舟券の発売又は第十条及び第十条の二の規定による払戻金若しくは第十二条第六項の規定による返還金の交付（以下「舟券の発売等」という

。）に関する事務

三 (略)

(場外発売場の設置)

第四条の二 (略)

2 3 4 (略)

第二章 競走の実施

(競走場)

第五条 (略)

(登録)

第六条 競走に出場する選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに競走に使用するボート及びモーターの検査員（以下単に「検査員」という。）は、全国モーターボート競走会連合会に登録されたものでなければならない。

2 全国モーターボート競走会連合会は、登録規程に合致する選手、ボート、モーター、審判員及び検査員については、その登録を拒むことはできない。

3 競走実施機関は、競走の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、第一項の規定による登録を削除することができる。

(競走の開催)

第八条 施行者は、次に掲げる事項につき国土交通省令で定める範囲を超え、又は国土交通省令で定める日取りに反して競走を開催することができない。

一〜四 (略)

2 (略)

(入場料)

第九条 施行者は、競走を開催するときは、競走場への入場者(第十一条各号に掲げる者その他の者であつて国土交通省令で定めるものを除く。)から国土交通省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。ただし、競走場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

(舟券)

第十条 (略)

2・3 (略)

い。

3 全国モーターボート競走会連合会は、競走の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、第一項の規定による登録を削除することができる。

(競走の開催)

第六条の二 施行者は、左の各号に掲げる事項につき国土交通省令で定める範囲をこえ、又は国土交通省令で定める日取りに反して競走を開催することができない。

一〜四 (略)

2 (略)

(入場料)

第七条 施行者は、競走を開催するときは、競走場への入場者(第九条各号に掲げる者その他の者であつて国土交通省令で定めるものを除く。)から国土交通省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。ただし、競走場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

(舟券)

第八条 (略)

2・3 (略)

(舟券の購入等の禁止)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる競走について、舟券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 (略)

二 競走実施機関の役職員及び競走の選手にあつては、すべての競走

三 (略)

第十二条 (略)

第十三条 施行者の職員は、第六十五条第二号の規定に違反する行為に関する情報を収集するために必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣の許可を受けて、勝舟投票類似の行為をすることができる。

(勝舟投票法)

第十四条 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式（以下この条及び第十八条第四項において「基本勝舟投票法」という。）並びに重勝式（同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝舟投票法により勝舟となつたものを一組としたものを勝舟とする方式をいう。以下同じ。）の五種類とし、勝舟投票法の種類（重勝式勝舟投票法その他国土交通省令で定める勝舟投票法については、当該勝舟投票法ごとに国土交通省令で定める種別。以下同じ。）ごとの勝舟の決定の方法並びに勝舟投票法の種類の組

(舟券の購入等の禁止)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に掲げる競走について、舟券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 (略)

二 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会の役職員並びに競走の選手にあつては、すべての競走

三 (略)

第九条の二 (略)

第九条の三 施行者の職員は、第二十七条第二号の規定に違反する行為に関する情報を収集するために必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣の許可を受けて、勝舟投票類似の行為をすることができる。

(勝舟投票法)

第九条の四 勝舟投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式（以下この条及び第十二条第四項において「基本勝舟投票法」という。）並びに重勝式（同一の日の二以上の競走につき同一の基本勝舟投票法により勝舟となつたものを一組としたものを勝舟とする方式をいう。以下同じ。）の五種類とし、勝舟投票法の種類（重勝式勝舟投票法その他国土交通省令で定める勝舟投票法については、当該勝舟投票法ごとに国土交通省令で定める種別。以下同じ。）ごとの勝舟の決定の方法並びに勝舟投票法の種類の組

合せ及び限定その他その実施の方法については、国土交通省令で定める。

(払戻金)

第十五条 施行者は、勝舟投票法の種類ごとに、勝舟投票的中者に対し、その競走についての舟券の売上金（舟券の発売金額から第十八条の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。）の額の百分の七十五以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金額を当該勝舟に対する各舟券に按分して払戻金として交付しなければならない。

2～4 (略)

第十六条 (略)

2～4 (略)

第十七条 (略)

(投票の無効)

第十八条 (略)

2～6 (略)

(払戻金及び返還金の支払)

第十九条 第十五条及び第十六条の規定による払戻金又は前条の規定による

。組合せ及び限定その他その実施の方法については、国土交通省令で定める。

(払戻金)

第十条 施行者は、勝舟投票法の種類ごとに、勝舟投票的中者に対し、その競走についての舟券の売上金（舟券の発売金額から第十二条の規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。）の額の百分の七十五以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金額を当該勝舟に対する各舟券に按分して払戻金として交付しなければならない。

2～4 (略)

第十条の二 (略)

2～4 (略)

第十一条 (略)

(投票の無効)

第十二条 (略)

2～6 (略)

(払戻金及び返還金の支払)

第十三条 第十条及び第十条の二の規定による払戻金又は前条の規定による

返還金は、競走の終了後遅滞なく、当該舟券と引換えに、請求し、かつ、支払うものとする。

(払戻金及び返還金の債権の時効)

第二十条 第十五条及び第十六条の規定による払戻金又は第十八条の規定による返還金の債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

(券面金額及び入場料の返還の禁止)

第二十一条 施行者は、第十八条第六項に規定する場合を除き、券面金額の返還請求に応ずることができない。入場料についても、同様とする。

(削る。)

(競走場内等の取締り)

第二十二条 (略)

第二十三条 施行者又は競走実施機関は、競走の公正かつ安全な実施を確保し、又は競走場内の秩序を維持するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一～三 (略)

返還金は、競走の終了後遅滞なく、当該舟券と引換えに、請求し、かつ、支払うものとする。

(払戻金及び返還金の債権の時効)

第十四条 第十条及び第十条の二の規定による払戻金又は第十二条の規定による返還金の債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

(券面金額及び入場料の返還の禁止)

第十五条 施行者は、第十二条第六項に規定する場合を除き、券面金額の返還請求に応ずることができない。入場料についても、同様とする。

(競走の公正を確保するための措置)

第十六条 全国モーターボート競走会連合会は、競走の公正且つ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、モーターボートの出走停止又は選手の出場停止の処分をすることができる。

(競走場内等の取締り)

第十七条 (略)

第十八条 施行者又はモーターボート競走会は、競走の公正かつ安全な実施を確保し、又は競走場内の秩序を維持するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一～三 (略)

(競走場及び場外発売場の維持)

第二十四条 (略)

- 2 場外発売場設置者は、その場外発売場の位置、構造及び設備を第五條第二項の国土交通省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

第三章 交付金及び収益の用途

(船舶等振興機関への交付金)

- 第二十五条 施行者は、次に掲げる金額を第四十四条第一項に規定する船舶等振興機関(第二十七条において単に「船舶等振興機関」という。)に交付しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(交付金の特例)

- 第二十六条 施行者は、次の各号のいずれにも該当することにより前條第一項の規定による交付金(以下この条から第二十八条までにおいて単に「交付金」という。)の交付を前條第二項の規定に従って行うことが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、期間を定めて、その期間において開催する競走に係る交付金の交付の期限を当該期間の終了の日後まで延長することができる。

(競走場及び場外発売場の維持)

第十八条の二 (略)

- 2 場外発売場設置者は、その場外発売場の位置、構造及び設備を第四條の二第二項の国土交通省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

第三章 交付金及び収益の用途

(船舶等振興機関への交付金)

- 第十九条 施行者は、次に掲げる金額を第二十二条の二第一項に規定する船舶等振興機関(第十九条の三において単に「船舶等振興機関」という。)に交付しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(交付金の特例)

- 第十九条の二 施行者は、次の各号のいずれにも該当することにより前條第一項の規定による交付金(以下この条から第十九条の四までにおいて単に「交付金」という。)の交付を前條第二項の規定に従って行うことが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、期間を定めて、その期間において開催する競走に係る交付金の交付の期限を当該期間の終了の日後まで延長することができる。

一・二 (略)

2 3 4 (略)

第二十七条 (略)

2・3 (略)

第二十八条 施行者は、第二十六条の規定により交付金の交付の期限を延長した場合において、なおその特例期限内に当該交付金を交付することが著しく困難であると見込まれるに至ったときは、当該交付金の特例期限を更に延長することができる。この場合においては、延長後の期限は、特例期限の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めなければならない。

2 第二十六条第二項及び第四項並びに前条の規定は、前項の規定による期限の延長について準用する。

第二十九条 第二十六条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。

）の同意を得た施行者は、当該同意に係る事業収支改善計画に従って競走の事業を実施しなければならない。

(競走実施機関への交付金)

第三十条 施行者は、競走実施機関に競技関係事務を委託したときは、一回の開催による舟券の売上金の額に応じ、その額の百分の五以内において国土交通省令で定める金額を競走実施機関に交付しなければならない。

一・二 (略)

2 3 4 (略)

第十九条の三 (略)

2・3 (略)

第十九条の四 施行者は、第十九条の二の規定により交付金の交付の期限を延長した場合において、なおその特例期限内に当該交付金を交付することが著しく困難であると見込まれるに至ったときは、当該交付金の特例期限を更に延長することができる。この場合においては、延長後の期限は、特例期限の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めなければならない。

2 第十九条の二第二項及び第四項並びに前条の規定は、前項の規定による期限の延長について準用する。

第十九条の五 第十九条の二第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の同意を得た施行者は、当該同意に係る事業収支改善計画に従って競走の事業を実施しなければならない。

(モーターボート競走会への交付金)

第二十条 施行者は、モーターボート競走会に競技関係事務を委託したときは、一回の開催による舟券の売上金の額に応じ、その額の百分の五以内において国土交通省令で定める金額を当該モーターボート競走会に交付しな

(収益の使途)

第三十一条 施行者は、その行_レう競走の収益をもつて、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行_ウのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

第四章 競走実施機関

(競走実施機関)

第三十二条 国土交通大臣は、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務(以下「競走実施業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、競走実施機関として指定することができる。

一 職員、競走実施業務の実施の方法その他の事項についての競走実施業務の実施に関する計画が、競走実施業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の競走実施業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、競走実施業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

なければならない。

(収益の使途)

第二十条の二 施行者は、その行_ナう競走の収益をもつて、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行_ナうのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

第四章 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会

(モーターボート競走会)

第二十一条 モーターボート競走会(以下本章中「競走会」という。)は、競走の実施を目的とし、都道府県内に各一個を限り設立するものとする。

2 競走会は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立される法人とする。

3 競走会の役員を選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 競走会は、毎事業年度開始前に、国土交通省令の定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 競走会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

四 競走実施業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて競走実施業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 第四十二条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

六 役員のうち次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）をしたときは、競走実施機関の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。

3 競走実施機関は、その名称若しくは住所又は競走実施業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を官報に公示しなければならない。

（業務）

第三十三条 競走実施機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 競技関係事務を行うこと。

二 選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登

（全国モーターボート競走会連合会）

第二十二条 すべての競走会は、国内において一個の全国モーターボート競走会連合会を設立し、又はこれに加入し、その会員となるものとする。

2 全国モーターボート競走会連合会は、競走の公正かつ円滑な実施を図ることを目的とし、その目的を達成するため左の業務を行なう。

一 選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録を行なうこと。

二 選手の出場のあつせんを行なうこと。

三 選手、審判員及び検査員の養成及び訓練を行なうこと。

四 その他競走の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務

3 全国モーターボート競走会連合会は、民法第三十四条の規定により設立される法人とする。

4 前条第三項から第五項までの規定は、全国モーターボート競走会連合会について準用する。

録を行うこと。

三 選手の出場のあつせんを行うこと。

四 選手、審判員及び検査員の養成及び訓練を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、競走の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務

(競走実施業務規程)

第三十四条 競走実施機関は、競走実施業務に関する規程（以下「競走実施業務規程」という。）を定め、競走実施業務の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 競走実施業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 競技関係事務の実施の方法

二 選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録の方法

三 選手の出場のあつせんの方法

四 選手、審判員及び検査員の養成及び訓練の方法

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした競走実施業務規程が競走実施業務の適正かつ確実な実施上不相当となつたと認めるときは、その競走実施業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(役員を選任及び解任)

第三十五条 競走実施機関の役員を選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、競走実施機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反したとき、前条第一項の認可を受けた競走実施業務規程に違反する行為をしたとき、又は競走実施業務の実施に関し著しく不適當な行為をしたときは、競走実施機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員 の地位)

第三十六条 競走実施業務に従事する競走実施機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業計画等)

第三十七条 競走実施機関は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 競走実施機関は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 競走実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、競走実施業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三十九条 競走実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、競走実施業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、競走実施機関に対し、競走実施業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第四十一条 競走実施機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、競走実施業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2| 国土交通大臣が前項の規定により競走実施業務の全部の廃止を許可したときは、当該競走実施機関に係る指定は、その効力を失う。

3| 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、競走実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて競走実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 競走実施業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又は第三十四条第一項の規定により認可を受けた競走実施業務規程によらないで競走実施業務を行つたとき。

2| 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は競走実施業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(指定を取り消した場合等における措置等)

第四十三条 第四十一条第一項により競走実施業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、国土交通大臣がその後新たに競走実施機関を指定したときは、従前の競走実施機関の競走実施業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた競走実施機関が承継する。

2| 第四十一条第一項により競走実施業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における競走実施業務に係

る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

第五章 船舶等振興機関

（船舶等振興機関）

第四十四条 国土交通大臣は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「船舶等振興業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、船舶等振興機関として指定することができる。

一～四 （略）

五 第五十五条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ （略）

2～4 （略）

第四章の二 船舶等振興機関

（船舶等振興機関）

第二十二條の二 国土交通大臣は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務（以下「船舶等振興業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、船舶等振興機関として指定することができる。

一～四 （略）

五 第二十二條の十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者でないこと。

六 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ （略）

2～4 （略）

(業務)

第四十五条 (略)

一〇五 (略)

六 第二十五条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

2・3 (略)

(補助の業務の適正な実施)

第四十六条 (略)

2・3 (略)

(船舶等振興業務規程)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

(役員の選任及び解任)

第四十八条 (略)

2 (略)

(役員及び職員の地位)

第四十九条 船舶等振興業務に従事する船舶等振興機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第二十二條の三 (略)

一〇五 (略)

六 第十九条第一項の規定による交付金の受入れを行うこと。

2・3 (略)

(補助の業務の適正な実施)

第二十二條の四 (略)

2・3 (略)

(船舶等振興業務規程)

第二十二條の五 (略)

2・3 (略)

(役員の選任及び解任)

第二十二條の六 (略)

2 (略)

(役員及び職員の地位)

第二十二條の七 船舶等振興業務に従事する船舶等振興機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(事業計画等)

第五十条 (略)

2・3 (略)

(交付金の使途及び区分経理)

第五十一条 船舶等振興機関は、第二十五条第一項の規定による交付金については、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要な経費に充てるものとする。

一 第二十五条第一項第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外の業務

二 第二十五条第一項第二号の規定による交付金 第四十五条第一項第四号及び第五号に掲げる業務

2 (略)

(帳簿の備付け等)

第五十二条 (略)

(監督命令)

第五十三条 (略)

(業務の休廃止)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

(事業計画等)

第二十二條の八 (略)

2・3 (略)

(交付金の使途及び区分経理)

第二十二條の九 船舶等振興機関は、第十九条第一項の規定による交付金については、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる業務に必要な経費に充てるものとする。

一 第十九条第一項第一号の規定による交付金 次号に掲げる業務以外の業務

二 第十九条第一項第二号の規定による交付金 第二十二條の三第一項第四号及び第五号に掲げる業務

2 (略)

(帳簿の備付け等)

第二十二條の十 (略)

(監督命令)

第二十二條の十一 (略)

(業務の休廃止)

第二十二條の十二 (略)

2・3 (略)

(指定の取消し等)

第五十五条 国土交通大臣は、船舶等振興機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて船舶等振興業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又は第四十七条第一項の認可を受けた船舶等振興業務規程によらないで船舶等振興業務を行ったとき。

2 (略)

(指定を取り消した場合等における措置等)

第五十六条 第五十四条第一項により船舶等振興業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、国土交通大臣がその後新たに船舶等振興機関を指定したときは、従前の船舶等振興機関の船舶等振興業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた船舶等振興機関が承継する。

2 第五十四条第一項により船舶等振興業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における船舶等振興業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

第六章 雑則

(指定の取消し等)

第二十二條の十三 国土交通大臣は、船舶等振興機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて船舶等振興業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又は第二十二條の五第一項の認可を受けた船舶等振興業務規程によらないで船舶等振興業務を行ったとき。

2 (略)

(指定を取り消した場合等における措置等)

第二十二條の十四 第二十二條の十二第一項により船舶等振興業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、国土交通大臣がその後新たに船舶等振興機関を指定したときは、従前の船舶等振興機関の船舶等振興業務に係る財産及び負債は、新たに指定を受けた船舶等振興機関が承継する。

2 第二十二條の十二第一項により船舶等振興業務の全部の廃止を許可した場合又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における船舶等振興業務に係る財産の管理その他所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

第五章 雑則

(秩序維持等に関する命令)

第五十七条 国土交通大臣は、競走場内又は場外発売場内の秩序を維持し、競走の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、施行者、競走場設置者又は場外発売場設置者に対し、選手の出場又は競走場若しくは場外発売場の貸借に関する条件を適正にすべき旨の命令、競走場若しくは場外発売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他必要な命令をすることができる。

(競走の開催の停止等)

第五十八条 国土交通大臣は、施行者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分^に違反し、又はその施行に係る競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該施行者に対し、競走の開催を停止し、又は制限すべき旨を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、競走場設置者若しくは場外発売場設置者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はその関係する競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該競走場設置者又は当該場外発売場設置者に対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

(秩序維持等に関する命令)

第二十二條の十五 国土交通大臣は、競走場内又は場外発売場内の秩序を維持し、競走の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、施行者、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会、競走場設置者又は場外発売場設置者に対し、選手の出場又は競走場若しくは場外発売場の貸借に関する条件を適正にすべき旨の命令、競走場若しくは場外発売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他必要な命令をすることができる。

(競走の開催の停止等)

第二十三条 国土交通大臣は、施行者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分^に違反し、又はその施行に係る競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該施行者に対し、競走の開催を停止し、又は制限すべき旨を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会、競走場設置者若しくは場外発売場設置者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はその関係する競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会、当該競走場設置者又は当該場外発売場設置者に対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずること

3 (略)

(競走場等の設置等の許可の取消し)

第五十九条 (略)

(競走監督官)

第六十条 (略)

2 (略)

(報告及び検査)

第六十一条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、施行者、競走実施機関、船舶等振興機関、競走場設置者若しくは場外発売場設置者に対し、競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競走場若しくは場外発売場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

(選手の福利厚生に関する措置)

第六十二条 国土交通大臣は、選手の福利厚生を増進を図り、競走の公正及び安全の確保に資するため、施行者又は競走実施機関に対し、選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置に関し必要な助言又は勸

ができる。

3 (略)

(競走場等の設置等の許可の取消し)

第二十三条の二 (略)

(競走監督官)

第二十四条 (略)

2 (略)

(報告及び検査)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、施行者、モーターボート競走会、全国モーターボート競走会連合会、船舶等振興機関、競走場設置者若しくは場外発売場設置者に対し、競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競走場若しくは場外発売場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 (略)

(選手の福利厚生に関する措置)

第二十五条の二 国土交通大臣は、選手の福利厚生を増進を図り、競走の公正及び安全の確保に資するため、施行者又は全国モーターボート競走会連合会に対し、選手の相互救済を目的とする事業に対する助成その他の措置

告をすることができる。

(政令等への委任)

第六十三条 この法律に定めるもののほか、競走の実施に関する事務で地方公共団体が処理しなければならないものは政令で、競走に出場する選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録規準その他登録に関する事項その他この法律の施行に関し必要な事項（政令で定めるべきものを除く。）は国土交通省令で定める。

(職権の委任)

第六十四条 (略)

第七章 罰則

第六十五条 (略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条各号のいずれかに該当する者であつて当該各号に掲げる競走に関し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの

二 (略)

第六十七条 第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定による業務の停

に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(委任事項)

第二十六条 この法律に定めるものの外、競走の実施に関する事務で地方公共団体が処理しなければならないものは政令で、競走に出場する選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録規準その他登録に関する事項その他この法律の施行に関し必要な事項（政令で定めるべきものを除く。）は国土交通省令で定める。

(職権の委任)

第二十六条の二 (略)

第六章 罰則

第二十七条 (略)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条各号のいずれかに該当する者であつて当該各号に掲げる競走に関し前条第二号の違反行為の相手方となつたもの

二 (略)

第二十八条の二 第二十二條の十三第一項の規定による業務の停止の命令に

止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一條の規定に違反した者
- 二 第六十五條第一号の違反行為の相手方となつた者
- 三 第十一條第三号に該当する者であつて同号に掲げる競走以外の競走に關し第六十五條第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第十一條各号に掲げる者以外の者であつて第六十五條第二号の違反行為の相手方となつたもの

第六十九條 第十一條又は第十二條の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により舟券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

（削る。）

第七十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九條又は第五十二條の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿

違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九條の規定に違反した者
- 二 第二十七條第一号の違反行為の相手方となつた者
- 三 第九條第三号に該当する者であつて同号に掲げる競走以外の競走に關し第二十七條第二号の違反行為の相手方となつたもの又は第九條各号に掲げる者以外の者であつて第二十七條第二号の違反行為の相手方となつたもの

第三十條 第九條又は第九條の二の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により舟券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者）は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十一條 削除

第三十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條の十の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず

に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第四十一条第一項又は第五十四条第一項の規定による許可を受けないで業務の全部を廃止した者

三 第六十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第六十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十二条 競走の選手が、その競走に関して賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第七十三条 競走の選手になろうとする者が、その行ふべき競走に関して請託を受けて賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、競走の選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 競走の選手であつた者が、その選手であつた期間中請託を受けてその競

、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第二十二條の十二第一項の規定による許可を受けないで業務の全部を廃止した者

三 第二十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十七条から第三十条まで又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 モーターボート競走会若しくは全国モーターボート競走会連合会の役員若しくは職員又は競走の選手が、その職務又は競走に関してわいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第三十五条 前条に掲げる役員若しくは職員又は選手になろうとする者が、その担当すべき職務又は行ふべき競走に関して請託を受けてわいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員若しくは職員又は選手となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

2 前条に掲げる役員若しくは職員又は選手であつた者が、その在職中請託

走に關して不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關して、
賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、前項と同様
とする。

第七十四条 前二条の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部
又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十五条 第七十二条又は第七十三条に規定する賄賂を供与し、又はその
申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金
に処する。

2 (略)

第七十六条 (略)

第七十七条 (略)

第七十八条 次に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をした競走実施
機関又は船舶等振興機関の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する

一 (略)

を受けてその職務又は競走に關して不正の行為をし、又は相当の行為をし
なかつたことに關して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約
束したときも、前項と同様とする。

第三十六条 前二条の場合において、收受したわいろは、没収する。その全
部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十七条 第三十四条又は第三十五条に規定するわいろを供与し、又はそ
の申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰
金に処する。

2 (略)

第三十八条 (略)

第三十九条 (略)

第四十条 次に掲げる違反行為があつた場合は、その行為をしたモーターボ
ート競走会、全国モーターボート競走会連合会又は船舶等振興機関の役員
又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二十一条第五項(第二十二条第四項において準用する場合を含む)。

()の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益
計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき

- 二 第三十七条第二項又は第五十条第三項の規定に違反して、事業報告書、貸借対照表、収支決算書若しくは財産目録を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。
- 三 第五十一条第二項の規定に違反したとき。
- 四 第四十条又は第五十三条の規定による国土交通大臣の命令に違反したとき。

別表第一（第二十五条関係）

売上金の額 (略)	船舶等振興機関に交付すべき金額 (略)
--------------	------------------------

別表第二（第二十五条関係）

売上金の額 (略)	船舶等振興機関に交付すべき金額 (略)
--------------	------------------------

- 三 第二十二條の八第三項の規定に違反して、事業報告書、貸借対照表、収支決算書若しくは財産目録を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。
- 四 第二十二條の九第二項の規定に違反したとき。
- 五 第二十二條の十一の規定による国土交通大臣の命令に違反したとき。

別表第一（第十九条関係）

売上金の額 (略)	船舶等振興機関に交付すべき金額 (略)
--------------	------------------------

別表第二（第十九条関係）

売上金の額 (略)	船舶等振興機関に交付すべき金額 (略)
--------------	------------------------

改正案		現行	
別表第一（第二十四条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
(略)	(略)	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第一（第二十四条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
(略)	(略)	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
(略)	(略)	(略)	(略)

改正案		現行	
別表（第十二条関係）		別表（第十二条関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
(略)	(略)	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（附則第八条第三号関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
(略)	(略)	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第一（第二条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第八条第四号関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）	日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
（略）	（略）	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
		（略）	（略）
別表（第一条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第十七条項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表（第二条関係） 一～十九（略） 二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七章に規定する罪 二十一～四十七（略）</p>	<p>別表（第二条関係） 一～十九（略） 二十 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六章に規定する罪 二十一～四十七（略）</p>